

# 老人医療

## に関するお知らせ



### 問い合わせ先

市役所 南庁舎 保険年金課 ☎(0857) 20-3486  
各総合支所 福祉保健課 (31 ページ参照)

## 1 負担割合および所得区分の定期判定を行います

老人医療受給者は、所得状況などにより医療費の負担割合が異なります。このたび、平成 19 年度の住民税課税状況などに基づき、8 月 1 日からの負担割合および所得区分を判定します(表 1 参照)。その結果、負担割合または所得区分が変わる人には、7 月末に新たな受給者証をお送りします。なお、変更がない場合は、現在お持ちの受給者証を引き続き使用してください。

※年度途中で世帯員の異動があったり、所得が更正された場合は、月単位で負担割合を見直すことになります。負担割合が変わる人については、その都度、新しい受給者証をお送りします。

表 1

| 所得区分    | 負担割合 | 条 件   |
|---------|------|---|
| 一般      | 1 割  | 下記以外  |
| 一定以上所得者 | 3 割  | <ul style="list-style-type: none"> <li>同一の世帯に、住民税課税所得が145万円以上の70歳以上の人または老人医療受給者(本人含む)がいる場合</li> <li>※ただし、同一世帯に老人医療受給者1人(本人)の場合は、年収が383万円未満、また、70歳以上の人または老人医療受給者が2人以上(本人含む)いる場合は、合わせた年収が520万円未満であれば、申請により1割負担になります。</li> </ul> |

## 2 医療費や食事代などが減額になります

老人医療受給者の同一世帯全員が住民税非課税の場合は、医療費の自己負担限度額などを減額します(表 2 参照)。

減額の認定を受けるためには、申請が必要です。通院や入院などされたときは、申請した月の初日から適用となりますので、すぐに申請してください。既に認定を受けている人も、8 月以降の通院や入院については再度申請が必要です。入院した場合は、必ず認定証を医療機関に提示してください。

**受付開始日** 8 月 1 日(水)から随時

**認定期間** 8 月 1 日(水)～平成 20 年 3 月 31 日(月)

**必要なもの** ▶老人保健医療受給者証 ▶健康保険証  
▶入院期間がわかるもの(医療機関発行の領収書)

**受付場所** 市役所 南庁舎 保険年金課  
各総合支所 福祉保健課

表 2

| 所得区分    | 自己負担限度額(月額) |   | 療養病床               |                    |                |
|---------|-------------|---|--------------------|--------------------|----------------|
|         | 外来(個人)      | 外来+入院(世帯)   | 一般病床<br>食事代(1食)    | 療養病床<br>食事代(1食)    | 居住費(1日)        |
| 一定以上所得者 | 44,400 円    | 80,100 円<br>+<br>医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%<br>(※高額医療費の支給が4回以降は44,400円) | 260 円              | 460 円※3<br>420 円※4 | 320 円          |
| 一般      | 12,000 円    | 44,400 円  |                    |                    |                |
| 区分Ⅱ     | 8,000 円     | 24,600 円  | 210 円※1<br>160 円※2 | 210 円              | 320 円          |
| 区分Ⅰ     | 8,000 円     | 15,000 円  | 100 円              | 130 円<br>100 円※5   | 320 円<br>0 円※5 |

▶区分Ⅱ…住民税非課税世帯

▶区分Ⅰ…住民税非課税世帯であって各所得が経費・控除を差し引いたとき 0 円になる人(年金所得の控除額は 80 万円として計算)

- ※1 過去 1 年入院期間 90 日以内 ※2 過去 1 年入院期間 91 日以上  
 ※3 厚生労働大臣が定める入院時食事療養費の基準に適合しているものとして地方社会保険事務局に届出のある医療機関  
 ※4 ※3 以外の医療機関  
 ※5 低所得区分Ⅰのうち、老齢福祉年金を受給している人

## 3 税制改正に伴い所得区分(表 2)が上がる人には、経過措置があります

### 公的年金などの控除見直しと、 老年者控除の廃止にともなう経過措置

公的年金などの控除の見直しおよび老年者控除の廃止により、新たに医療費などの自己負担限度額の区分が「一定以上所得者」と判定された人で、右記の条件を満たす場合は、「一般」(表 2 参照)の額となります。

※適用期間：8 月から 1 年間

### 住民税非課税措置廃止にともなう経過措置

老年者に係る住民税非課税措置の廃止により、課税世帯となったが、課税者が合計所得金額 125 万円以下で平成 17 年 1 月 1 日現在 65 歳以上の人のみの場合、同一世帯内の非課税者は申請により、医療費が高額になったときの自己負担限度額および食事代が、「区分Ⅱ」(表 2 参照)の額となります。※適用期間：8 月から 1 年間

### 〔経過措置の条件〕

1. 住民税課税所得が 145 万円以上 213 万円未満の人
2. 同一世帯に老人医療受給者 1 人(本人)の場合は、年収が 383 万円以上 484 万円未満の人、また、70 歳以上の人または老人医療受給者が 2 人以上(本人含む)いる場合は、合わせた年収が 520 万円以上 621 万円未満の人 ※2 の場合は申請が必要です。

### ～老人医療が変わります～

平成 20 年 4 月から「老人医療制度」に代わって「後期高齢者医療制度」が始まります。

詳細につきましては、今後、市ホームページや市報などでお知らせしていきます。

### ■鳥取県後期高齢者医療広域連合

〒689-0714 東伯郡湯梨浜町大字龍島 500

☎(0858) 32-1097・☎(0858) 32-1067

http://www.koureikouiki-tottori.jp/

# 生活習慣病予防は メタボリックシンドローム の予防から

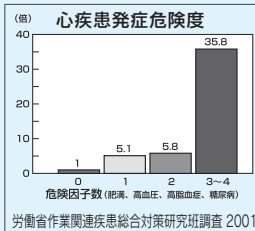
～年一回は基本健康診査  
を受けましょう～



糖尿病などの生活習慣病は、私たちの健康を損なうだけでなく、医療費が家計に与える影響も大きくなります。不健康な生活習慣（運動不足、過栄養、喫煙、ストレス）が内臓脂肪の蓄積を招き、生活習慣病を発症させています。

内臓脂肪型肥満に、軽度でも、高血圧、高脂血症、糖尿病のうち2つ以上当てはまる人は、メタボリックシンドローム（内臓型脂肪症候群）です。放っておくと動脈硬化が進行し、心臓病や脳卒中の危険性が高くなります。そのために年一回は基本健康診査を受け、メタボリックシンドロームの早期発見に努め、生活習慣病を予防しましょう。

※健診（基本健康診査・がん検診）受診希望者で受診券が届いていない人は、中央保健センターまたは各総合支所福祉保健課までお申し込みください。



## 平成20年度から 基本健康診査と人間ドック が変わります

### ●基本健康診査

平成20年度から、基本健康診査が「**特定健診・特定保健指導**」に変わり、健康保険や国民健康保険の医療保険者に**40～74歳まで（現行は年齢の上限なし）**の人の健康診査の実施が義務付けられます。

メタボリックシンドロームに着目した健診で、生活習慣病の発症の危険性によって保健指導を行います。自覚症状がない段階から、生活習慣病の芽を早期に発見し、一人ひとりが実践可能な生活習慣の改善と、予防に向けた取り組みを行っていきます。

### ●人間ドック

合併時の協議により、平成20年度からは、人間ドックの対象者が**40～74歳まで（現行は年齢の上限なし）**に変わります。

問い合わせ先 中央保健センター ☎(0857)20-3195

# 18年度 情報公開制度 個人情報保護制度 運用状況

## 情報公開制度

平成18年度は69人からの行政文書の開示請求がありました。処理状況は次のとおりです。

### 1 開示請求文書の処理状況

| 実施機関    | 請求件数 | 全部開示 | 部分開示 | 不開示 | 対象文書なし |
|---------|------|------|------|-----|--------|
| 市長      | 50   | 13   | 32   | 2   | 3      |
| 教育委員会   | 8    | 2    | 5    | 0   | 1      |
| 監査委員    | 1    | 1    | 0    | 0   | 0      |
| 水道事業管理者 | 1    | 1    | 0    | 0   | 0      |
| 病院事業管理者 | 3    | 2    | 1    | 0   | 0      |
| 議会      | 6    | 4    | 2    | 0   | 0      |
| 合計      | 69   | 23   | 40   | 2   | 4      |

主な請求内容は、公共事業（工事など）の入札、契約に関する文書などでした。部分開示の主な理由は個人情報、法人情報に該当したためです。

### 2 不服申し立ての処理状況

平成18年度は、実施機関の決定に対する不服申し立てはありませんでした。

## 個人情報保護制度

個人情報保護制度は、市民のみなさんの個人情報をより適正に取り扱うためのルールを定め、ご自分の個人情報について開示や訂正の請求ができる権利を保障する制度です。

平成18年度に受け付けた個人情報の開示請求の状況は次のとおりです。

### 1 開示請求文書の処理状況

平成18年度は、市長部局へ6人から開示請求がありました。5件は全部開示、1件は対象文書なしでした。なお、個人情報の訂正等の請求、利用停止等の請求はありませんでした。

### 2 不服申し立ての処理状況

平成18年度は、実施機関の決定に対する不服申し立てはありませんでした。

問い合わせ先 市役所本庁舎総務課情報公開係 ☎(0857)20-3105

10月1日（有料化）以降、植木のせん定ごみはどのように出せばよいですか

現行どおり、50リットル未満にしてひもで束ねて出してください（有料指定袋を巻き付ける必要はありません）。ただし、落ち葉などは有料指定袋に入れて出してください。※一度に出せる量は2束または2袋までです。

問い合わせ先 市役所本庁舎生活環境課 ☎(0857)20-32217

市民のみなさんからの質問にお答えします

【ごみの出し方】

悪臭が発生する生ごみを小袋に入れてから指定袋へ入れてもよいですか

生ごみは、夏場などは特に悪臭が気になりますので、しっかりと水切りをしたうえで小袋に入れることはかまいません。しかし、「3R」のうち、最も大切な「ごみを出さない（リデュース）」を意識していただき、最低限のご使用をお願いします。

平の白色トレイだけを別に分別するのはなぜですか。納豆の容器は白色トレイとして出せないのですか

平の白色トレイは、そのまま白色トレイに再生されます。色や模様がついたものや、納豆などのその他のものはトレイではなく「容器」として扱いますのでプラスチックごみに出してください。